

「第4次長崎県男女共同参画基本計画」素案に対する 意見（パブリックコメント）の募集結果について

「第4次長崎県男女共同参画基本計画」（素案）について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。
お寄せいただいたご意見に対する考え方を公表します。

- 1 募集期間 令和2年12月10日～令和3年1月4日
- 2 募集方法 電子申請、ファクシミリ、郵送
- 3 閲覧方法 ホームページ掲載、県政情報コーナー（県民センター内）
県男女参画・女性活躍推進室、各振興局行政資料コーナー
（長崎振興局除く）、県北保健所、上五島保健所
- 4 意見件数 55件（7個人）
- 5 意見への対応区分の内容

| 対応区分 | 対応内容 | 件数 |
|------|---|----|
| A | ・素案に修正を加え反映させたもの | 4 |
| B | ・素案にすでに盛り込まれているもの ・素案の考え方や姿勢に合致し、今後、実施の中で反映 させていくもの | 14 |
| C | ・今後検討していくもの | 1 |
| D | ・反映が困難なもの | 6 |
| E | ・その他（ご提案・ご意見として承るもの等） | 30 |
| 合 計 | | 55 |

6. 提出された意見要旨及び県の考え方

A：素案に修正を加え反映させたもの

| 番号 | 該当箇所 | ご意見要旨 | 県の考え方 |
|----|----------------------------|---|---|
| 1 | 計画素案全体 | 性の多様性に関する文言を追加してほしい。 | ご意見については、長崎県男女共同参画審議会での意見等も踏まえ、「第1章 長崎県男女共同参画基本計画の基本的な考え方」の「1 計画策定の趣旨」において、以下の内容を追記します。 「男女共同参画の取組を進めることは、「男女」とどまらず、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く、多様な人々が生きづらさを感じない社会の実現につながるものです。」 また、第2章 -1-（4）「女性に対する暴力の根絶と貧困等生活上の困難に対する支援」や政策目標9-（2）「貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援」においても、性的少数者等を想定した取組等を記載しております。 |
| 2 | P26 第3章 政策目標5-（1）-① | 子育て支援（保育サービス）については、個人の発達に応じた対応など、求められる質が変わってきていると思うが、それにも対応しながら、量的なサービスの拡充を図ってほしい。 | ご意見を踏まえ、以下のとおり本文を修正します。 「・・・多様な保育による質的・量的なサービスの充実を図るとともに・・・」 |
| 3 | P33 第3章 政策目標8-（2）-① | DV被害者に付き添って逃げてきた子どもの支援についても明記すべきだと考える。 | ご意見を踏まえ、以下のとおり本文を修正します。 「・・・、被害者（被害者がその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族）の安全確保のための・・・」 |
| 4 | P34 第3章 政策目標8-（3）-①② | 性犯罪被害者への配慮等において、女性警察官は男性警察官と比べて圧倒的に少なく、すべての女性被害者に女性警察官をつけることは不可能であるため、女性・男性の両方の警察官に対してジェンダーの視点を取り入れた研修が不可欠であると考え。 | ご意見について、長崎県警では、性犯罪被害者の心情に配慮して、被害者が希望する性別の警察官が対応できるように体制を構築し、指導・研修等を実施しているところですので、以下のとおり本文を修正します。 政策目標8-（3）-① 「被害者が希望する性別の警察官による事情聴取や電話相談を行うなど、被害者に配慮した対応に努め、・・・」 |

B：素案にすでに盛り込まれているもの

素案の考え方や姿勢に合致し、今後、実施の中で反映させていくもの

| 番号 | 該当箇所 | ご意見要旨 | 県の考え方 |
|----|---------------------------|--|--|
| 5 | 計画素案全体 | 申請書などにおける不要な性別欄の削除について記載してほしい。 | 政策目標9-（2）-④「県民の人権意識の醸成」において、性的少数者など困難を抱える人への理解促進に向けた人権教育・啓発活動を行うこととしており、その取組の中で、県の申請書等における性別記載欄の見直し等については、すでに取り組んでいます。 |
| 6 | 計画素案全体 | 学校の制服選択制度の導入について記載してほしい。 | ご意見については、政策目標6-（1）-①「学校における男女平等教育の推進」の中で取り組んでまいります。 なお、一部の県立高校においては、女子がスラックスを希望できるなど制服を選択できるようになっております。 |
| 7 | 計画素案全体 | 同性間でのDVや性暴力被害を相談・対応できる県内窓口の設置と相談員の養成について記載してほしい。 | DVや性暴力被害者への相談対応等の支援については、性別や性的少数者を問わず、被害に遭われたすべての方を対象に行っております。なお、相談員の養成についても実施しております。 |
| 8 | P10 第2章 1 現状・課題-（4） | DV被害者の子供や親族にも配慮してDV被害を考える必要があると考える。 | ご意見について、県では被害者のみならず、被害者がその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族までを含めて支援を実施しております。 |
| 9 | P11 第2章 1 現状・課題-（4） | 生活上の困難を抱える人々への理解と支援の記述において、全体的にLGBTQへの言及が少ないため、高齢者、障害者に続いて、3つ目にLGBTQを独立した課題として、「○ 性的指向・性自認に関することによりさまざまな困難を抱えるケースがある」などと加えていただきたい。 | 該当項目においてご意見と同様の趣旨を記載しております。 なお、長崎県男女共同参画審議会での意見等を踏まえ、「第1章 長崎県男女共同参画基本計画の基本的な考え方」の「1 計画策定の趣旨」において、性的指向・性自認に関する追記をしております。 |

| | | | |
|----|---------------------------|--|---|
| 10 | P11 第2章 1 現状・課題 | <p>本県を取り巻く社会情勢の現状と課題の最後に、以下を追加してほしい。</p> <p>「○ 上記の理由により、ジェンダーによる差別の現状を客観的に把握し対策を講じるために、各種統計にジェンダー統計の視点を加える必要がある」もしくは、「2 今後取り組むべき施策の視点」に、「ジェンダー統計の実施」を盛り込んでほしい。</p> | <p>ご意見について、県としましてもジェンダー統計の視点は重要と考えておりますので、政策目標7-(1)-⑦「県における研修及び広報・啓発活動の推進」の中で取り組むこととしております。</p> |
| 11 | P16 第3章 政策目標1-(1)-④ | <p>政策・方針決定過程への女性の積極的な参画に向け、女性自らの意識向上はもちろんだが、意識向上を高めるためには、参画しやすい環境づくりが必要と考えるため、「政策・方針……参画を促進するため、女性自らの意識向上と、参画しやすい環境づくりに努め、社会全体の……進める。」という記載を提案する。</p> | <p>県としても女性が参画しやすい環境づくりは重要と認識しておりますので、第2章 2 今後取り組むべき施策の視点として、(3)「女性人材の育成と女性が参画しやすい環境づくり」を記載しております。具体的には、基本目標1及び2の中で取り組んでまいります。</p> |
| 12 | P27 第3章 政策目標5-(3)-① | <p>女性だけに相談窓口を限定するのではなく、男性に対しても社会的な重圧や悩みを話せる場を設けることは重要である。</p> | <p>県男女共同参画推進センターに設置している一般相談窓口では、女性に限らず、男性からの相談も受け付けております。 なお、男性はひとりで抱え込みやすいといったことから、社会的な重圧や悩みについて相談できる男性のための相談窓口を設置しております。</p> |
| 13 | P27 第3章 政策目標8-(1)-② | <p>女性に対する暴力に関する相談窓口の周知において、SNSにアクセスできない人々に配慮し、紙媒体での周知についても明記すべきである。</p> | <p>相談カードやパンフレット、チラシ等といった紙媒体による周知についても行っており、計画の本文には紙媒体での周知の一例として「県の広報誌」を記載しております。</p> |
| 14 | P32 第3章 政策目標8-(1)-② | <p>国が令和2年10月以降に開設した#8008(DV相談)、#8891(性暴力被害相談)、#8103(性犯罪被害相談)などの短縮ダイヤルの周知を図っていただくよう希望する。</p> | <p>ご意見の短縮ダイヤルについては、ポスターやチラシ等の配布に限らず、ラジオ等を活用しながら周知を行っているところです。今後も積極的な周知に努めてまいります。</p> |
| 15 | P32 第3章 政策目標8-(1)-④ | <p>女性を犯罪被害から守る最も効果的な方法は、スウェーデンのように、「同意なき性行為は暴力」という内容が書かれた啓発ポスターやパンフレットを増やすことであると考えます。</p> | <p>ご意見については、政策目標8-(1)-③意識啓発の推進」の中で取り組んでおります。</p> |
| 16 | | <p>性犯罪・性暴力の加害者を生まない、子どもが被害に遭わないための啓発が必要と考える。</p> | |
| 17 | P34 第3章 政策目標8-(3)-⑤ | <p>「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日)を踏まえ、子どもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発活動の充実を図る取り組みをしていただきたい。 また、子どもたちだけでなく、社会全体へ「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という意識を醸成するための啓発活動に取り組んでいただきたい。</p> | <p>ご意見について、国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月)も踏まえながら推進してまいります。なお、性犯罪・性暴力については、DVや児童虐待等とも密接に関係していること等から、様々な施策を通して包括的に取り組んでまいります。</p> <p><関連する具体的な施策> 政策目標8-(1)-③ 意識啓発の推進 政策目標8-(2)-② 配偶者等からの暴力の防止のための教育・啓発の実施 政策目標8-(3)-③ 性暴力被害者支援体制の充実 政策目標8-(3)-④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 政策目標8-(3)-⑤ 子どもへの適切な性教育の実施 政策目標8-(3)-⑥ 子どもの情報モラル教育の推進</p> |
| 18 | | <p>「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日)に盛り込まれているような具体的な文言を加えてほしい。</p> | |

C: 今後検討していくもの

| 番号 | 該当箇所 | ご意見要旨 | 県の考え方 |
|----|---------------------------|---|---|
| 19 | P34 第3章 政策目標8-(3)-⑤ | <p>性と生殖に関して正確な知識を必要とする対象は、「思春期の子どもたち」ではなく、「子どもたち」とすべきではないか。</p> | <p>国が定めた計画「健やか親子21」における基盤課題である、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を踏まえ、国の事業内容に沿った形で、健康教育における性教育については、思春期の子どもたちに対し実施しているところです。 ご意見の趣旨については、国の動向を踏まえながら、今後検討してまいります。</p> |

D：反映が困難なもの

| 番号 | 該当箇所 | ご意見要旨 | 県の考え方 |
|----|-------------------------------|---|---|
| 20 | P2 第1章 1 計画策定の趣旨 | 「男女」や「女性」という表記が繰り返されているが、「男女」という一括り自体が望ましくないため、「すべての人間」という表現が望ましいのではないかと感じる。 | |
| 21 | P4 第1章 4 計画の基本理念 | 長崎県男女共同参画推進条例の基本理念（1）「男女の人権の尊重」において、そもそも男女に当てはまらない人を想定し、「男女の人権尊重」ではなく、「性別による差別がなく、それぞれが個として尊重される」と修正してほしい。 特に4ページは「家族を構成する男女」という記載があり、性的マイノリティが想定されていないと感じる。 | 本計画は「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」及び「長崎県男女共同参画推進条例」に基づき策定するものであり、修正は困難です。 しかし、男女共同参画の取組を進めることで、社会的・文化的に形成された性（ジェンダー）を理由とした不平等などが解消され、結果として性別による差別がなく、それぞれが個として尊重される社会につながると考えております。 |
| 22 | P4 第1章 4 計画の基本理念 | 長崎県男女共同参画推進条例の基本理念（4）の本文中にある「家族を構成する男女」について、家族を構成するのは異性愛者同士に限らないため、家族の多様性を考慮した表現にしたほうがよい。 | |
| 23 | P4 第1章 4 計画の基本理念 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本原則（1）の本文中にある「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用」について、女性に限定せず、性的少数者にも配慮の対象を拡大することが望ましい。 | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、職業生活における男女間の格差の実情等を踏まえ、女性の職業生活における活躍の推進を目的として国が制定したものであり、反映は困難です。 |
| 24 | P13 第2章 2 今後取り組むべき施策の視点 | （1）無意識の思い込みの認識の本文中にある「固定的な性別役割分担意識の解消」は、自分がそういった意識を持っているということ意識することで変えられるものではないため、この項目は削除したほうがよいのではないかと感じる。 | ご意見について、固定的な性別役割分担意識の解消は、本県のみならず国においても重要であると認識しており、こうした意識の解消に取り組む必要があると考えております。県としては基本計画の各種施策を通して普及啓発等に取り組むこととしており、項目自体を削除することは困難です。 |
| 25 | P34 第3章 政策目標8-（3）-⑤ | 学校における性教育については、「学習指導要領に基づき」と書かざるを得ないのはわかるが、教育現場ではこの文言によって、指導内容が非常に制限されている現状がある。児童生徒の知る権利を保障し、指導する側の主体的な思いが教育現場できちんと保証されるような文言を是非入れていただきたい。 | 学校で指導する内容は、学習指導要領に基づき実施していくこととなっておりますので、いただいたご意見については対応が困難です。 |

E：その他（ご提案・ご意見として承るもの等）

| 番号 | 該当箇所 | ご意見要旨 | 県の考え方 |
|----|------------------------|---|---|
| 26 | P4 第1章 4 計画の基本理念 | 長崎県男女共同参画推進条例の基本理念（1）の本文中にある「その他の男女の人権が尊重されること」について、性自認や性的指向に関わらず、「すべての人間の個性と能力が発揮される社会が当たり前の社会であると思うため、「その他の男女の人権が尊重される」という表現がなぜ必要なのかがわからない。 | 本計画は「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」及び「長崎県男女共同参画推進条例」に基づき策定するものであり、ご指摘の箇所についても同法及び同条例に記載されているものです。 ここで言う「その他の男女の人権」とは、具体的には、生命、自由、幸福追求に対する権利や奴隷的拘束がなく政治信条の自由が確保されること等が考えられております。 また、本条において、単に「人権」とせず、「男女の人権」と規定したのは、人権について、性別に起因する問題という観点に着目し、その観点から人権を尊重することを強調しているものです。 なお、男女共同参画の取組を進め、社会的・文化的に形成された性（ジェンダー）を理由とした不平等などが解消されることで、結果として性自認や性的指向に関わらず、すべての人間の個性と能力が発揮される社会につながるものと考えております。 |
| 27 | P4 第1章 4 計画の基本理念 | 長崎県男女共同参画推進条例の基本理念（5）の本文「国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は国際的な協調の下に行われなければならない。」とは、国際社会の人権基準に長崎県の人権基準を合わせる努力するということの意味なのか。 | 男女共同参画社会基本法第7条では「男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。」と定めており、長崎県男女共同参画推進条例第3条第5項と同様の趣旨となっております。 文中の「国際社会における取組」とは女子差別撤廃条約等の条約や持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（平成27年9月）といった国連の活動等を指しており、「国際的協調」については、上記に示した国際社会における取組を踏まえた対応等が挙げられます。 本県においてもこうした国際社会の取組等を踏まえながら、本県の男女共同参画の推進を行う必要があります。 |

| | | | |
|----|-------------------------------|--|---|
| 28 | P7 第2章 1 現状・課題- (1) | 女性が転出する主な理由には、確かに「固定的な性別役割分担意識」があると思うが、そもそも女性が住んでいる地域の労働市場に問題が存在する可能性もあると思う。 | ご意見については、男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を前提としたいわゆる「男性中心型労働慣行」等が背景にあり、これらは「主たる稼ぎ手は男性」「男性は外で働き、女性は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識が大きな影響を与えていると考えております。 |
| 29 | P7 第2章 1 現状・課題- (1) | 経済発展のために「多様性の尊重」「新しい価値の創出」「女性の参画拡大」を利用するのか、と解釈せざるを得ない文章だと思う。女性だけに限らず、あらゆる人間が人間として尊重され、能力を発揮できる環境を与えられる理由は、労働人材確保のためだけなのか。 | 本項目では本県を取り巻く社会情勢の現状や変化、それに対応するために必要な課題等について記載をしているものです。なお、男女共同参画社会基本法では、①男女の人権が尊重されること、②社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現すること、が喫緊の課題と明記されており、「経済発展」のために男女共同参画に取り組むものではなく、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など急速な社会情勢等の変化に対応していくうえで、男女共同参画社会の実現が必要であると考えております。 |
| 30 | P7 第2章 1 現状・課題- (1) | 表1「子育て期(25～44歳)女性無業者の就職希望状況(出典:総務省「平成29年就業構造基本調査」)は、労働力の確保のためには「無業者は働く意思を持たなければならない」と言っているように聞こえ、統計の取り方に問題があると考えられる。女性無業者を「非就業希望者」と「就業希望者」にカテゴリー化することに疑問がある。 | 本調査は総務省が実施しているものです。県としては「無業者は働く意思を持たなければならない」との考えは持っておらず、個人の意志に基づいて選択されるべきものと考えております。なお、男女共同参画の取組を進めていくうえでは、男女間の格差の実情等を把握するため、男女別や有業無業等といったデータが必要不可欠であるため、当該統計を活用しております。 |
| 31 | P7 第2章 1 現状・課題- (1) | 県としての政策指針や現在の問題点、改善、目標等、わかりやすい。本県を取り巻く社会情勢の現状・課題では、切実な現状と女性の参画拡大の必要性との関連が記載されており、たくさんの方に読んでいただきたい。 | ご意見ありがとうございます。引き続き、本県の男女共同参画の推進に取り組んでまいります。 |
| 32 | P8 第2章 1 現状・課題- (2) | 家事や育児の負担を女性が担わなければならないのは、本当に「固定的な性別役割分担意識」のせいなのか。問題の本質は、労働市場におけるジェンダーに起因する不平等な構造こそが問題ではないか。 | ご意見いただいた問題については、男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を前提としたいわゆる「男性中心型労働慣行」等が背景にあり、これらは「主たる稼ぎ手は男性」「男性は外で働き、女性は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識が大きな影響を与えていると考えております。 |
| 33 | P10 第2章 1 現状・課題- (4) | 男性に対する性犯罪・性暴力、同性愛者やトランスジェンダー、アセクシャルなどの多様な性的指向・性自認を持つ人に対する性犯罪・性暴力、DV、セクシャルハラスメントについても明記すべきと考える。 | 男女共同参画社会基本法第1条に「この法律は、男女の人権が尊重され…」と記載されておりますが、これは単に「人権」の問題について述べるのではなく、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために「男女の人権」とされています。このため、ご意見の箇所においては、男女共同参画を推進するうえでも大変重要な「女性に対する暴力根絶」という大きなテーマを記載をしているところです。なお、実際に支援等の取組を行う際には、性別や性的少数者であることを問わず、被害に遭われたすべての方を対象に行っております。 |
| 34 | P10 第2章 1 現状・課題- (4) | 日本のDV防止法の法律上の欠陥がそのまま反映されている(身体的な暴力が中心であり、心理的な暴力は身体的な暴力に準ずるものと位置付けられている)。国際社会においては、当該暴力が身体的か、性的か、心理的か、経済的にカテゴリー化するのではなく、あらゆる形態の暴力行為は人権侵害と認識している。 | ご意見の箇所については、どのような形態でのDV被害があったのかという調査結果を記載しているものです。県としましては、あらゆる形態の暴力行為は許されるものではなく、重大な人権侵害であると考えております。 |
| 35 | P10 第2章 1 現状・課題- (4) | 「DV被害に遭った女性のうち約4割が『どこにも相談できなかった』と答えています」とあるが、「なぜ相談できなかったのか」が非常に重要である。 | ご意見のとおりと考えており、県としても把握に努めてまいります。なお、令和元年度に実施した「男女共同参画社会に向けた県民意識調査」によると、「どこにも(誰にも)相談しなかった(できなかった)」理由について、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が39.1%と最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が37.0%、「自分にも悪いところがあると思ったから」が31.5%となっております。 |
| 36 | P11 第2章 1 現状・課題- (4) | 下記の記述は非常に抽象的な文言であると感じる。「～貧困の世代間連鎖を打ち切るためにも、生活困窮世帯の子供の教育の機会均等を確保することなど、総合的な貧困対策が求められています」 | 本計画は基本計画であるため、基本的な取組の方向性を記載しております。具体策については個別の計画や事業実施の中で取り組んでまいります。 |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 37 | P11 第2章 1 現状・課題- (4) | 下記の記述は具体的な対策が書かれていないため、抽象的で表面的な文言であると感じる。 「高齢であること、障害があること、性的指向・性自認に関することなど、多様な属性をもち、様々な困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識等を背景に、さらに複合的な困難を抱えている場合、上記のような様々な属性の人についての正しい理解を広め、人権が尊重される社会に向けた意識の醸成が必要です」 | 本計画は基本計画であるため、基本的な取組の方向性を記載しております。具体策については個別の計画や事業実施の中で取り組んでまいります。 |
| 38 | P11 第2章 1 現状・課題- (5) | 新型コロナウイルスの影響でオンライン活用が拡大し在宅ワークが推奨されたことを、男性の家事・育児の参画を促す機会とすることは楽観的過ぎるのではないかと。 元々、労働市場の構造上、女性は非正規やパートタイムの仕事に就いて育児と家事の負担を担わされているため、男性が育児・家事を担う土台がそもそもできていないため、夫婦ともに在宅ワークであった家庭において、男性が積極的に育児・家事に参加したというケースは稀である。 相変わらず女性が仕事、育児、家事という重労働を担ったため、実情を十分に把握したうえで、在宅ワークを推奨する必要がある。 | 内閣府の「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」結果（令和2年6月）によると、新型コロナウイルス感染症の影響下において、家事・育児に関する夫婦間の役割に変化があった家庭のうち、夫の役割が増加した家庭は約37%となっております。 また、同調査において、夫の働き方に変化（テレワークの利用や労働時間の柔軟化など）があったと答えた妻に、夫婦間の家事・育児の役割分担の変化を質問したところ、夫の役割が増加したと回答した人は約43%となっており、男性の家事・育児等への参画促進に一定のポジティブな影響を与えていることがわかります。 一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なる社会的・経済的影響をもたらし、ジェンダーに起因した様々な問題が懸念されております。そのうち、家事や育児等の家庭責任が女性に集中しやすいということが指摘されておりますので、県としましては、男性の家事・育児等への参画について、男性自身の意識改革や職場における理解促進等に取り組む必要があると考えております。 |
| 39 | P12、13 第2章 2 今後取り組むべき施策の視点 3 計画の基本目標 | 2 今後取り組むべき施策の視点の(2)多様性の視点及び3 計画の基本目標の「なお・・・」以下は、文章が表面的な文言である。多様な人材の登用、多様性の視点を取り入れることが、経済発展のために利用されていると感じる。 | 本項目では本県を取り巻く社会情勢の現状や変化、それに対応するために必要な課題等について記載をしているものです。 なお、男女共同参画社会基本法では、①男女の人権が尊重されること、②社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現すること、が喫緊の課題と明記されており、「経済発展」のために男女共同参画に取り組むものではなく、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など急速な社会情勢等の変化に対応していくうえで、男女共同参画社会の実現が必要であると考えております。 |
| 40 | P17 第3章 政策目標 1-(3)- ④ | 政治分野における女性の参画を拡大するためには、県市町議会での議員数を男女同数にする「パリティ法」を導入する等、大胆に計画を整備するべきだと思う。 | わが国では「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月23日に公布・施行され、政党等は、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることとされています。 また、国や自治体においては、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策（調査研究や情報収集、啓発活動等）を策定し、実施するよう努めることとされており、本県としましては、同法に基づき各種施策に取り組むことで、政治分野における男女共同参画を推進してまいります。 |
| 41 | P24 第3章 政策目標 4-(2)- ④ | 有期雇用労働者の雇用の安定のためには正社員化を図ることが大事と考えるため、「パートタイム労働者、有期雇用労働者の雇用の安定と正社員化への促進、適正な・・・」という記載を提案する。 | ご意見として承ります。 なお、パートタイム労働者及び有期雇用労働者の正社員化については、長崎労働局が「長崎県正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定し、雇用の維持・安定を図る雇用調整助成金や正社員化を支援するキャリアアップ助成金など具体的な支援に取り組んでいるところです。 県としましては、こうした国の支援制度の活用促進等について、長崎労働局と連携しながら対応してまいります。 |
| 42 | P25 第3章 政策目標 4-(3)- ①②③ 及び(4)-①② | ハラスメントなどの労働に関わる問題についての記述が具体性に欠けて表面的だと感じる。相談窓口の研修、被害の事実認定において重要となる判断基準などといった、具体的な記載をしたほうが良いのではないかと考える。 | ご意見として承ります。 なお、相談窓口の研修については、(公社)全国労働基準関係団体連合会が主催する個別労働紛争解決制度研修や県人権・同和対策課が主催する企業人権啓発セミナーなどに相談員や職員が参加し、相談に必要な知識や技能の習得及び向上に努めており、専門的、高度な内容の相談については、県が委嘱した弁護士による特別労働相談を月1回行っております。 また、複雑・多様化している労働問題に対応するため、長崎労働局をはじめ県弁護士会など労働相談や個別労働紛争を取り扱う関係機関と連携し、労働問題に関する情報の共有やハラスメントなどの相談事例に対して多くの相談対応の知見を有する長崎労働局から助言を受けるなど適切に対応してまいります。 |

| | | | |
|----|--------------------------------|--|---|
| 43 | P26 第3章 政策目標5-(1)- ⑤ | 福祉政策の一環として、ベビーベッドなどが設置されたトイレを設けることは重要であると考えているが、それが「子育て支援策の充実」の一環としてではなく、広く「多様性」の観点から、トランスジェンダーの人など、性的少数者も利用できるよう、多目的トイレを設置する必要があると思う。 | 本計画は男女共同参画基本計画であるため、子育て支援施策のひとつとして記載をしておりますが、公共施設等への多目的トイレの設置につきましては、子育て支援施策としてだけでなく、ユニバーサルデザインの観点から誰もが利用できることを目指し、推進をしているところです。 |
| 44 | P28 第3章 政策目標6-(1)- ③ | 家庭科教育において、「男女が共に家事を担うべき」という内容を教えること自体が非常に表面的であり、且つ価値観の押し付けだと考える。 | 学校教育における家庭科教育では、男女が互いに協力し家庭生活を築くことの重要性について認識していただくこととしており、「男女が共に家事を担うべき」という記載をしておらず、また、そのような価値観を押し付けるものではありません。 |
| 45 | P32 第3章 政策目標8-(1)- ② | 安全な避妊方法、避妊具が購入できる場所、性暴力にあった時の相談先といった情報を多言語で分かりやすくまとめた冊子の配布、市町村のHPで情報提供するなどの対策が必要と考える。 | ご意見について、今後の施策の参考にさせていただきます。 |
| 46 | P32 第3章 政策目標8-(1)- ④ | 「女性への防犯指導」を行うとされていますが、加害者は加害行為をするために起きる。女性が防犯に努めることで被害を防ぐのには限界があり、女性が防犯をしなかったから被害に遭ったと女性を責めることにもなりかねない。 もし、防犯指導を実施する際には、そうならないようにして欲しいし、防犯指導よりも、政策目標8(1)③「意識啓発の推進」のように、社会全体への啓発や教育を通して、加害行為が減るような取り組みを優先させてほしい。 | 女性への防犯指導については、事件の犯行手口等を紹介しながら、より被害に遭わないための防犯指導を実施しておりますが、今後も女性の心情に配慮しながら取り組んでまいります。 なお、企業、学校等に対する講話及び広報啓発活動を通じて、被害の未然防止だけでなく、加害行為を起こさせないための取組を推進しておりますが、ご意見を今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 47 | P33 第3章 政策目標8-(2)- ② | パートナーからの暴力防止のための教育について、もう少し詳しい内容に踏み込むべきであると考えている。 具体的には、中学生・高校生という時期にパートナーと対等な関係を構築できることは、一人一人の人生だけでなく、社会の人権意識の向上に繋がることを意識した内容であると望ましい。 | 本計画は基本計画であるため、基本的な取組の方向性を記載しております。具体策については個別の計画や事業実施の中で取り組んでまいります。 なお、県では県内の中学校・高等学校等で広くDV予防教育が行われるよう指導者用のテキストを制作しており、DV予防教育の必要性や生徒に気づいてもらいたいこと等について、具体事例を盛り込んだ内容としております。 |
| 48 | P33 第3章 政策目標8-(2)- ③ | DV加害者更生のための対応の手法は「研究」ではなく、もう少し踏み込んだ実施に向けて表現してほしい。 | DV加害者対策については、国において、来年度、行政と団体が連携してDV加害者プログラムを実施する事業を試行的に行い、その効果を検証することとしており、こうした国の動向を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。 |
| 49 | P34 第3章 政策目標8-(3)- ③ | 性暴力被害者支援において、国籍の違い、言語の違いで情報へのアクセスに差が生まれないように十分配慮すべきと考える。 | ご意見について、今後の施策の参考にさせていただきます。 |
| 50 | P32 第3章 政策目標8-(3)- ⑤ | 日本の性教育では女性器と男性器の機能について表面的に学ぶだけで、避妊についても、互いの性的自己決定権の尊重について触れることもなく、単に「望まない妊娠・性感染症を防ぐため」といったような表面的な説明しかされない。相手の同意が性行為の基本であり、相手の体を守るためには避妊が必要という意識が持てる性教育が必要であると考えます。性教育の指導内容の抜本的な見直しが行われていると考えます。 | 学校で行う性教育については、文部科学省が定める学習指導要領に基づき実施することになっており、ご意見にあるような内容を含め、自分の行動への責任感、異性を理解したり尊重したりする態度については指導しております。 また、学校からの依頼に応じ、保健師が実施する健康教育においては、表面的な知識だけではなく、相手の同意が性行為の基本であり、相手を尊重することが必要という考え方を伝えたいと考えて、望まない妊娠を防ぐための方法を指導しています。 |
| 51 | P37 第3章 政策目標9-(2)- ④ | 下記の記述は、表面的な文言であると感じる。 「高齢者、障害のある人、性的少数者、外国人など困難を抱える人の人権問題に関する各種研修会、講演会、イベントの開催等による人権教育・啓発活動を推進する。」 | 本計画は基本計画であるため、基本的な取組の方向性を記載しております。具体策については個別の計画や事業実施の中で取り組んでまいります。 |
| 52 | P39 第3章 政策目標10-(3)- ① | 性感染症の対象を同性愛者やトランスジェンダーといった性的少数者にも拡大すべきである。 また、こうした方からの相談を受ける健康相談窓口の相談員や医療福祉従事者、健康問題を扱うカウンセラーに対する研修の重要性についても明記すべきと考える。 | 本計画は男女共同参画基本計画であるため本文のような記載としておりますが、性感染症対策については性別や性的少数者であることを問わず、すべての方を対象に実施しており、具体的には保健所において電話や面接による相談や検査等を行っております。 |

| | | | |
|----|--------------------------------|---|--|
| 53 | P40 第3章 政策目標11-(1)- ② | <p>災害発生時は非常時に付け込んで性犯罪・性暴力に走る人が多いことも配慮して避難所運営を行うことが重要であると考えられるため、避難所内にも相談窓口を設置するなどの対応が重要になると考える。</p> <p>また、性犯罪や性暴力の防止対策として、男女別の更衣室や睡眠室、トイレの設置。また、トランスジェンダーなどの性的少数者には、相談に応じて、別個に更衣室や睡眠室を設けるなどの配慮が欠かせないと考える。</p> | <p>避難所運営等については、令和2年5月に国が作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を市町に周知してきたところであり、引き続き、市町の避難所運営の取組を支援してまいります。なお、同ガイドラインに基づいた取組を進めることは、性的少数者への配慮に資するものと考えております。</p> |
| 54 | P41 第3章 数値目標 | <p>女性に対する暴力に関する数値目標に「ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率」を挙げているが、もともと非常にキャパが少なく、キャパに応じた入居者の紹介しか行われないため、100%になるのは当然と思う。むしろ、公営住宅の母子優先枠の拡大など努力によって増やせる数値を上げるほうが良いように思う。</p> | <p>公営住宅の優先枠については、DV被害者のニーズに対応できるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、現在の数値目標は、一時保護所を退所し、ステップハウスでの支援を希望する全てのDV被害者等が、心身ともに回復し、地域生活ができるまでの間、利用者の自立に向けた支援を受けられるよう設定しているものです。</p> |
| 55 | P43 第3章 政策目標12-(2) | <p>男女共同参画推進センター職員の専門性やスキルの向上の取組を進める必要があると考えるため、有期雇用ではなく専門職の配置を盛り込むことを検討していただきたい。</p> | <p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、県としましては、雇用形態を問わず、男女共同参画を推進するうえで必要な専門的な知識やスキル等の習得に際し、国や専門機関が行う研修等についての情報提供や、県内市町のセンター職員を対象に含めた研修等の実施などにより人材育成を支援してまいります。</p> |